

鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の行政組織において法令遵守等を推進するための行動規範の確立及びその制度的保障について必要な事項を定めるとともに、市民に対して法令遵守等への理解と協力を求めることにより、公平かつ公正な職務の遂行を図り、市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員をいう。
- (2) 職員等 前号に規定する職員、市に対して公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に規定する労務を提供する者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定した者が行う市の施設の管理業務に従事する者をいう。
- (3) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- (4) 法令遵守 職員が法律、条例、規則その他現行の法令に基づいて行政を執行することを基本に、日常業務の中で公平かつ公正に職務を遂行することをいう。
- (5) 公益通報 公益を守るために、市政運営上の法令違反行為及び職員等の職務に係る倫理に反する行為が生じ、又はまさに生じようとしていると思料することについて通報することをいう。
- (6) 不当要求行為等 暴力的要求行為その他規則で定める行為をいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、法令遵守の重要性を深く認識し、市民全体の奉仕者としての立場を自覚して、常に公共の利益の増進を目指して公平かつ公正な職務の遂行に専念しなければならない。

- 2 職員は、職務の遂行に当たって、市民その他市政にかかわりのあるすべての者に対して業務に関する説明を十分に行い、法令遵守について理解と協力を得るように努めなければならない。
- 3 管理又は監督の地位にある職員は、自己の管理監督下にある部署において法令遵守の推進を図るため、部下職員の公平かつ公正な職務の遂行について適切な指揮監督及び援助に努めなければならない。

(市長等の責務)

第4条 市長及び任命権者（以下「市長等」という。）は、その権限の下にある組織において法令

遵守の推進が図られるように効果的な職員研修を実施するとともに、庁内体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民は、地方公共団体を構成する一員として常に本市の行政運営に関心を持ち、公平かつ公正な職務の遂行について理解と協力に努めるものとする。

2 何人も、不当要求行為等をしてはならない。

(コンプライアンス委員会の設置)

第6条 本市における法令遵守体制の確立を図り、公平かつ公正な職務の遂行を確保することを目的に、公益通報及び不当要求行為等の審査等を行うため、鹿屋市コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員5人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 法律について専門的知識を有する者

(2) 学識経験者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(公益通報)

第7条 職員等は、公益通報の必要があると認めたときは、規則で定める公益通報相談員（以下「相談員」という。）にその内容を通報することができる。

2 相談員は、前項に規定する通報を受け付けたときは、委員会へ報告しなければならない。

3 職員等は、通報をする場合は、原則として実名により誠実に行わなければならない。ただし、匿名による通報事実が確実にあると信ずるに足る相当の根拠を示した場合は、この限りでない。

4 職員等は、この制度を濫用してはならない。

(公益通報者の保護)

第8条 市長等は、公益通報者に対して公益通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。

2 公益通報者は、公益通報をしたことによって不利益な取扱いを受けたと思料するときは、相談員にその是正の申立て（以下「申立て」という。）をすることができる。

3 相談員は、前項に規定する申立てを受け付けたときは、委員会へ報告しなければならない。

4 市長は、公益通報をしたことを理由として、その労務の提供先の事業者から不利益な取扱いを受けたと認められるときは、当該不利益な取扱いについて是正を求めることができる。

5 市長等は、公益通報者を保護するため、公益通報者が特定されるおそれがある情報を公開してはならない。

(公益通報に係る委員会の職務)

第9条 委員会は、第7条第2項及び第8条第3項の規定による報告を受けたときは、公益通報又は申立てについて審査等を行い、当該公益通報又は申立てどおりの事実があると認めるときは、是正措置等についての意見を付し、又は該当する事実がないと認めるとき、若しくは調査を尽くしても当該事実の存否が明らかにならないときは、その旨を市長等に報告するものとする。

2 委員会は、必要に応じて規則で定める公益通報及び不当要求行為等調査会（以下「調査会」という。）に公益通報に関する調査を行わせることができる。

(公益通報に係る措置等)

第10条 市長等は、委員会から前条第1項の規定による報告を受けたときは、審査等の結果に基づいて必要な事実の確認を行い、その結果を当該公益通報者に通知しなければならない。また、違法行為等があったときは、委員会の意見を尊重し、違法行為等を是正し、又は適法な状態に回復するために必要な措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

2 市長等は、前項に定める措置を行ったときは、その概要を公表するものとする。

(不当要求行為等への対応)

第11条 職員は、不当要求行為等があったときは、これを拒否するとともに、直ちに所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 所属長は、前項に規定する報告を受けたときは、直ちに事実を確認の上、職員に対し必要な指示をするとともに、速やかに関係課に報告しなければならない。

3 所属長は、関係課と連携し、必要に応じて不当要求行為等を行う者に対する警告、警察への通報等を行うものとする。

4 所属長は、不当要求行為等が悪質であるときその他特に必要があると認めるときは、不当要求行為等の内容及びこれに対する対応の概要を委員会に報告しなければならない。

(不当要求行為等に係る委員会の職務)

第12条 委員会は、前条第4項の規定による報告を受けたときは、不当要求行為等に対する対応の妥当性について審査等を行い、改善すべき事項の指摘その他必要な助言を行うものとする。

2 委員会は、必要に応じて調査会に不当要求行為等に関する調査を行わせることができる。

(不当要求行為等に係る措置等)

第13条 市長等は、委員会から前条第1項の規定による助言を受けたときは、審査等の結果を踏まえ、必要な措置を講じるものとする。

2 市長等は委員会が相当と認めるときは、不当要求行為等を行った者の氏名及びその者に対する警告の内容の公表その他必要な措置を講ずることができる。

3 市長等が競争入札の参加資格を有する業者に対して、第1項に規定する措置を講じたときは、市長は、当該業者に対して指名停止その他必要な措置を講じることができる。

(運用状況の公表)

第14条 市長は、毎年度、公益通報及び不当要求行為等の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表放置自動車廃物判定委員会委員（弁護士を除く。）の項の次に次のように加える。

コンプライアンス委員会委員（弁護士）	〃	25,000円
コンプライアンス委員会委員（弁護士を除く。）	〃	4,900円

附 則（令和6年3月21日条例第6号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。